

## エムスリーグループ 通報体制基本方針

### 1. 基本的な考え方

エムスリーグループ（後述の「行動規範」に定義される当社および当社の関係会社等<sup>1</sup>をいいます。以下同じ）は、エムスリーグループの役職員一人一人が遵守すべき行動規範である「エムスリーグループ行動規範」（以下「行動規範」といいます）において、通常の指揮命令系統から独立した社内通報制度の構築・維持（「1.5 社内通報」）を宣言しています。

本方針は、行動規範に定めるエムスリーグループの通報体制運用に関する考え方を明確にするもので、エムスリーグループの全ての役職員に適用されます。

### 2. 通報体制に関するエムスリーグループの体制

エムスリーグループは、エムスリーグループ内で発生した、または発生する恐れのある下記のような不正行為や事業活動を社内の者が知り得た場合に、所定の窓口、または取締役・執行役員に対して、直接、秘密が保持された通報を行うことができる社内通報制度を設けています。本制度は、新入社員向けの研修の中でも周知されています。

- ・法令に違反する行為
- ・会社の定款・規程その他の規則に反する行為
- ・その他、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなどのハラスメントを含む、コンプライアンス上問題があると判断される行為

匿名による通報も可能で、通報者に一切の不利益が生じないように定められています。ただし、調査等を実施するため、担当者から連絡をとることのできる手段（電話番号又は電子メールアドレスに限る）を提供してもらう必要があります。

なお、国内外の主要な子会社においても、各国の法制度に合わせて、社内の不正行為を通報できる内部通報制度を設けています。

---

<sup>1</sup>（1）エムスリー株式会社、（2）エムスリー株式会社が直接または間接に発行済議決権付株式または持分の過半数を保有する会社、および（3）その他適宜エムスリー株式会社の取締役会がこの行動規範の適用範囲に含めると決定した会社をいいます。